

総務常任委員会

平成25年11月19日（火曜日）

総務常任委員会

平成25年11月19日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第12号 財産の取得について
- 議案第13号 財産の取得について
- 議案第14号 財産の取得について

出席委員（7名）

委員長	木内 欽市	副委員長	伊藤 保
委員	高橋 利彦	委員	柴田 徹也
委員	太田 将範	委員	飯嶋 正利
委員	大塚 祐司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 日下 昭治

説明のため出席した者（20名）

副市長	加瀬 寿一	秘書広報課長	堀江 通洋
行政改革 推進課長	林 清明	総務課長	米本 壽一
企画政策課長 兼被災室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	馬淵 一弘
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
監査委員 局長	田杭 平三	その他担当 職員	9名

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
主査	榎澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、日下議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（日下昭治） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案10議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきますと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得について、

以上10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日はご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得についての10議案でございます。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

なお、本会議で説明申し上げたとおりでございますので、財政課からは特にないんですけども、主な内容につきまして、担当課より別途説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算のうち、

総務課からは人件費に係るものについて補足説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の29ページをお願いしたいと思います。

給与費明細書でございます。

今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び職員数の減に伴う増減を各款にわたって補正するものでございます。

1、一般職（1）総括の補正後と補正前を比較しますと、職員数が2人の減。給料が1,843万9,000円の減、職員手当等が611万6,000円の減、共済費が494万3,000円の減、合計で2,949万8,000円の減となります。

下段は職員手当等の内訳でございます。内容といたしましては、期末手当が400万1,000円の減、勤勉手当が211万5,000円の減となります。

次に、30ページをお願いします。

（2）給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の増減額、マイナス1,843万9,000円の内訳は、退職等のいわゆる新陳代謝及び人事異動による増減分が1,013万8,000円の減、その他、育児休業や休職等の欠員による減額が830万1,000円となるわけでございます。

職員手当等の増減額、マイナス611万6,000円につきましては、給料と同じように、新陳代謝及び人事異動、育児休業、休職等による期末手当、勤勉手当の減額分でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうより所管の補足説明を申し上げます。

予算書の12ページをお開き願いたいと思います。

歳出になりますが、2款1項8目電子計算費、説明欄1の電子システム運用事業913万5,000円は、国において平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布されたことに伴いまして、平成27年4月に本格施行を予定しておる子ども・子育て支援制度のための電子システムを構築する経費であります。

本事業は、市町村が事業主体となりまして、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新たな制度であります。本市におきましては、子育て支援課が中心となって、制度導入の準備を進めているものであります。

電子システムの主な内容は、幼稚園や保育所などに児童が入所する際、市が保育の必要性

必要量等を認定し認定証を交付することに伴う支給認定・確認関係のシステムと、市が幼稚園や保育所等に施設型給付費などを支払う請求審査・支払い関係システムがあります。

なお、歳入といたしましては、千葉県安心こども基金を財源とした子ども・子育て支援事業費補助金913万5,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 1点だけ。23ページ、土木費の住宅建設支援費の中で、津波被災住宅再建支援事業の中に対象とならないものがあると思うんですけども、何点かちょっと例を挙げますと、被災した方が市内に借家を構えた場合、これは対象になるのでしょうか。またもう一つは、別の場所に移動して市内に土地・家屋を購入した場合は対象になるのかお聞きします。

○委員長（木内欽市） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 1点、市内の別のところに住宅を建設した場合、これは市内であれば対象になります。

それから、住宅を借りたというときですか。賃貸につきましては、今、50万円まで支給になっていますので、ちょっとその辺、調べさせてください。なるかということ。すみません。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 12ページ、総務費の11目諸費の説明欄1、旭市バリアフリー施設整備事業補助金5,300万円については、議案質疑でも質疑があり、エレベーターを設置することでしたが、国の補助金で乗降客が1日3,000人以上の駅が該当とのことですが、本市には、旭駅を含めて4つの駅がございます。1日の乗降客数についてお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、市内にある4つの駅の乗降客数ですね。24年度の平均で申し上げます。まず、旭駅ですけれども、3,740人、干潟駅1,774人、飯岡駅1,502人、倉橋駅なんですけど、無人駅のために、ちょっとデータがとれないというこ

とでご了解願いたいと思います。

この整備対象となった年度は、23年3月31日から5,000人から3,000人という対象になりました。

それからもう一点、さっきの回答をよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） はい。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 賃貸のほうは対象外ということです。よろしくをお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 12ページの電子計算費ですか。電算システム運用事業、これ、子育てのシステムということですが、これは子どもたち個々のデータが入るんですかね。そういう中でどういう、具体的にシステムになるのか。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） この辺は担当課のほう詳しく分かるとは思いますが、システムとしてそういった個人情報を入れるのかという詳細については、ちょっと私のほうではよく把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

主なものにつきまして2点ほどご説明をいたします。

まず1点目なんですけれども、公的年金から特別徴収制度の見直しということでございまして、他市町村へ転出した場合の公的年金からの特別徴収というものが今回継続になるということで、現制度では、他の市町村へ転出した場合、特別徴収を中止し、普通徴収と現在なっておりますけれども、これを特別徴収をそのまま継続できるようにという改正でございませぬ。

もう1点は、仮特別徴収税額の算定方法につきまして、現在、年金所得者の納税の便宜が若干図られておりませんで、毎年、仮徴収税額が変更になると。大きな変更のときもあるということで、こちらにつきましては、年間の特別徴収税額につきまして平準化させるために、仮徴収年税額というものを前年度の年税額の2分の1にするということで、これを行っていきますと、3年ほどかけて平準化されるというような制度の見直しでございます。

もう1点なんですが、金融所得課税の一体化等の見直しということで、利子や株式の配当、譲渡益など、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等、株式等に係る所得に対する課税の見直しを行いまして、公社債等に対する課税方式を変更するとともに、金融商品に係る損益通算範囲を拡充するものでございます。

これによりまして、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるようになり、金融市場の活性化が図られるものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

こちらにつきましても、議案第2号でご説明したとおり、金融所得課税の一体化に伴う改正でございまして、具体的には、住民税において、公社債等に対する課税方式が変更されたこと、また、金融商品に係る損益通算範囲が拡大されたことに準じて、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すものでございます。

なお、施行日につきましては29年1月1日となります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（加瀬正彦）** 議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりで、改めて補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○**委員長（木内欽市）** 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（木内欽市）** 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（加瀬正彦）** 議案第9号の補足説明を申し上げます。

主な改正内容ということでございます。東日本大震災により被災いたしました住宅を失った者、これが公営住宅に入居する場合の入居資格の特例措置は、被災市街地復興特別措置法の規定によりまして、災害の発生から3年という規定になっております。この特例期間について、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画を策定いたしまして、平成26年度末までの特例措置の延長が認められたことに伴いまして、親族の同居要件や収入基準などの特例措置の内容、及び延長期間についての規定を追加したものでございます。

附則で第4項に加えたもの、これは入居資格の特例と特例措置の期間の延長に関する規定、これを加えております。

以上でございます。

○**委員長（木内欽市）** 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（木内欽市）** 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（加瀬正彦）** これも改正内容は9号と、主なもの、同じでございます。ただ、附則で規定を加えた条項がございますので、この条項について簡単にご説明いたします。

附則をご覧いただきたいんですが、附則の4条は、入居資格の特例と特例措置の期間の延長に関するもの、それから、5条で家賃の算定方法等、6条で敷金の免除に関するもの、7

条で収入の申告に関する事、8条で収入超過者及び高額所得者への通知の関係、9条で収入超過者への住宅の明け渡し努力義務に関する事、10条で収入超過者の家賃に関する規定、11条で高額所得者の住宅明け渡し請求に関する規定、12条で高額所得者の家賃に関する規定、13条で収入超過者への住宅のあっせんに関する規定、14条で収入状況の報告及び請求に関する規定、これをそれぞれ加えて、被災者が入居できるような形をとったものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定につきまして

しては、本会議及び10月25日開催の全員協議会で説明申し上げたとおりでございますので、改めて補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 議案第12号、財産の取得につきましては、本

会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第13号、財産の取得につきまして、補足説明を申し上げます。

内容は、ここに記載のとおり、本会議でご説明したとおりでございます。

今の使われ方なんですけれども、旭市浄化センター南側のスポーツ広場として利用している土地でございます。一般会計帰属後は担当課へ所管換えを行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第14号につきましても、本会議でご説明したとおりでございます。

ただ、今の使われ方でございますが、京友会病院の北側でスポーツ広場として利用している土地でございます。一般会計帰属後は担当課へ所管換えを行う、これは13号と同じでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) それでは、企画政策課より、コミュニティバスにつきまして、資料をご覧くださいながらご説明したいと思います。

旭市コミュニティバスは、市内の交通空白地域を解消するため、及び交通弱者と呼ばれている個人的移動手段を確保できない方々のために、1利用100円という運賃で運行され、年間約10万人の方々に利用されております。

運行ルートについてですが、ルートは、合併前の旧1市3町で行われていた通勤や通学、旭中央病院への足を確保しようとする趣旨で運行されたものや、不採算を理由に民間事業者が撤退した路線を補填することを基準に、大きく4つのルートが設定され、各ルートとも試行運転を行いながら住民の利便性や利用状況を考慮し、精査しながら現在のルートとなっております。

それでは、お手元にお配りいたしました平成24年度旭市コミュニティバス乗車実績報告書をご覧くださいと思います。

まず1ページをお開きください。

平成24年度のコミュニティバスの収支ですが、支出として、運行経費5,689万9,253円でした。収入といたしまして、国庫補助金が504万7,000円、運賃収入が720万8,616円となりました。それから、差し引きで市負担額は4,464万3,637円となっております。

また、この下の表は、平成24年度のコミュニティバスの乗車実績一覧となっております。平成24年度は、その前年度、23年と比べますと、0.2%の減少率となっております。これは全ての公共交通機関共有の問題ですが、少子高齢化や人口減少により、ここ数年、全体的な利用者の減少傾向が見られます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

ここからは各地区ルートについて、ルートごとに説明させていただきます。

詳細データの数字は平成24年度の実績ですが、ルート図につきましては、今年度からルートの一部延伸が行われたことから、平成25年度時点のものを示させていただいております。

まず、旭地区であります。運行本数は1日8便、昨年度の利用者は3万1,662人となっており、1便当たり、最大運行距離ですが、36.4キロ、所要時間は90分となっております。

3ページをご覧くださいと思います。

こちらは旭地区ルートを系統ごとに表した詳細のデータです。利用目的が変わっていることから、平日と土日に分けて計上してあります。表の右欄の乗車率は、1便当たりの平均乗車人数と捉えてください。また、収支率は、一定の収入を上げるための費用割合で、こちらの値が低いほど赤字であるということを意味しております。

続いて、4ページをお開き願いたいと思います。海上地区ルートです。

運行本数は1日7便、昨年度の利用者は1万2,309人となっております。1便当たりの最大距離数ですが、24.2キロメートル、所要時間につきましては60分となっております。

5ページは、こちらにも系統ごとに表した詳細のデータです。

続きまして、6ページをご覧ください。飯岡地区ルートです。

飯岡の地区は、もともと千葉交通が不採算路線として撤退した箇所を補うために運行した経緯があるなど、そういった背景もあることから、ご覧のとおり、系統の種類も多くなっております。昨年度の利用者は3万3,537人となっております。1便当たりの最大運行距離ですが、29.1キロメートル、所要時間は60分となっております。詳細データは7ページ、8ページにございます。

続きまして、9ページを飛ばしまして10ページ、干潟地区ルートでございます。

運行本数は1日8便、昨年度の利用者は1万7,835人となっております。1便当たりの最大運行距離ですが、37.4キロメートル、所要時間は90分となっております。

11ページは、同じく系統ごとに表した詳細データです。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 二、三点お尋ねしますけれども、運行時間がかかなり長いところあるんですよね。ですから、一般の利用者からすれば、何も100円でそんなに長い時間サービスしてもらわなくてもいいということがあるんですが、この辺をどうにかまた検討していただきたいと思います。

それからあと、地域によって利用者がかなり変わってくると思うんです。例えば通勤・通学に使いたい人、それから病院、買い物に行きたい人。そういう中で、その地域の実情に合わせた運行をどういうふうに考えているのか、ちょっとその辺お尋ねします。

○委員長（木内欽市） それでは、高橋委員の意見に対して報告を求めます。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） まず、運行時間ということで、今現在、最高で約90分、100円でそんなに乗らなくてもということなんです、利用状況、コース等の見きわめをしながら、中でこんなことありました。何かトイレが近くなっちゃって、年配者の方、やっぱり90分というのが最高の時間帯、最高というか、時間では……。ですから、本来であればもうちょっと、1時間くらいでコースを回り切れるということが理想だと思うんですが、地域の差がありまして、その辺も含めて、なるべく短い時間で病院、それから駅、その辺をつなぐようなことで常に検討はしております。今後もその辺、ちょっと長い時間かか

っているところありますので、コース等見きわめをしながら検討してまいりたいと思います。

それから、地域の実情。これは今の回答でもそうなんですが、全体的な距離もありまして、その辺での実情に合わせた運行というのをやはり検討しなければなりませんので、その辺も今後検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかにございますか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） この利用者人数であれば、例えば、タクシー会社から離れたような地区については、バス回さずにオンデマンド交通にしてしまって、バスは利用者の多い地区を重点的に回って、その他をオンデマンドにしたほうがお互いのためにいいような、利用者にとっても市にとってもいいような気がするんですが、オンデマンド交通の導入についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 地域公共交通会議ございまして、やっぱり要望に応えられる、常に回すんじゃないかっていう、その辺の話も前回もあったようです。しかし、これ、タクシー業界等と競合するということもいろいろございまして、この辺も含めて、皆さんが利用しやすいというのがまず第1条件だと思いますので、この辺も含めた検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 回してくれと言っている地区の中には、タクシー会社からかなり離れている地区があって、そこにオンデマンド交通使っても、タクシー会社も文句言わないし、民業圧迫にもならないと思いますので、公平に行政サービスが行き渡るように検討をお願いします。答弁は結構です。

○委員長（木内欽市） ほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 民間病院でバスを運行していますよね。例えば銚子のたむら記念病院ですか、そういうのが例えば駅との往復やっているとか、それから定期的に回っているか、ちょっとその辺分からないですけども、病院がバスを運行しているわけですよ。そういう中で、中央病院だって旭の中の1つに位置づけされているわけですよ。そういう中で、中央病院として病院直通のバスを運行できないんですか。ちょっとその辺お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 意見交換ですから、ざっくばらんに。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 高橋委員言われた、今、中央病院から駅へのやつをやっておりますよね。それと替わって別に、中央病院が通院患者のためにほかの地域へ出ていくことができるかということですね。

○委員長（木内欽市） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 病院のほう、直に今日は答えられませんので、今日のご意見いただきまして、病院のほうの事務関係、こういう方法どうだということをまずは私のほうから話をさせてもらいます。今日はそこまででお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今の話に関連なんですけれども、中央病院、市立病院ですから、このコミュニティバスとそれを組み合わせて、乗車時間が短くなるんじゃないかなと。そういうルートを何か、送迎バスということにつけられたらいいんじゃないかなと思います。地理的に非常に難しいんですよ、さっきの90分というの。地域からいうと、もっといろんなところを回ってくれというわけですよ。回ってくれという要望受けると、今度、120分になっちゃう。そうすると、実際、バスとしての価値がなくなってしまうという問題があるので、今、高橋委員からありましたけれども、せっかく市立病院があるんですから、それを補完する形で何個かルートが組めれば、非常にこのコミュニティバスと相まっていいんじゃないかなと。前向きな検討をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにご意見ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） なければ、議案審査終わっているんで、私も自席からちょっと。

先ほど、高橋委員からもございましたルート。今、柴田委員からもあったんですが、海上地区、うなかみ幼稚園のほうへルート増やしましたね。これ、利用者いますか。いないでしょう、乗っている人。私、バス何度か乗っているんです。それで、運転手さんに乗るたび聞くんです。私も往復やっているけれども、1回も人乗せたことないと言うんですよ。乗る運転手、みんな言うんですよ。それで、運転手さんがこれで年間100万ぐらい余計かかっちゃっていますよと言うんですよ、我々の給料と。今言ったように、時間もやっぱり30分ぐらい長くなっちゃうんです。だから、これがやっぱり、こういうのがもしあれば、今、大塚委員も言いましたけれども、そういう具合にしないと、増やしちゃって、乗っている人、全然いな

いんですよね。今年の4月からやって、乗車ゼロか、いても数人でしょう。私が運転手に聞いた限り、誰も乗せたことないと言うんですよ。4,000万円ぐらい赤字が出ているわけですから、なおかつ、これだけで100万円ぐらい余計かかっていますよというんですよ。ガソリン代と我々の手間やると。ですから、そここのところをよくまた考えていただいて、廃止しろとかそういうことじゃないですけども、やっぱり考えていただけたらなと思ったので、今、私もちょっと気がついたので、同じような意見です。

ほかにございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと、さっき聞きそびれちゃったんですが、2号議案の関係で、今、市町村民税、特別徴収していますよね。年金などから。そんな中で、たしか、私もちょっと記憶定かでないんですが、4月の年金の支給のときにはこれだけという金額がその通知の中にはあるんですよ。ですから、そのときは分かるんですけども、今度は市からその残りの金額ですか、徴収される際はその部分が見えてこないから、市にどれだけ市町村民税払っているか分からないんですよね。全体の金額はこれだけですよと、そういう中で特別徴収はこれだけしていますよという、そういう分かるような形式にこれからできないんですかね。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 強制的に年金から天引きという制度に変わっていますので、その関係でどうしてもそういう問い合わせ、今、委員のおっしゃるような問い合わせはあります。それにつきまして、今、国のほうも、それから県も、どんな形でできるか、市町村のほうにアンケート調査来ていますので、その中で改善されていく方向では行くと思いますけれども、現状は今、全体の額という形の形式はとっておりませんので、確かにそういう分かりづらいというところあると思います。独自に市でできるかどうか、その辺も含めましてまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに。

それと、すみません、バスの件で、逆に苦情が出ちゃっているんです。ぐるっと回るから、その分、駅に早く着いちゃうというんです。当然ですよ。うなかみ幼稚園のほうぐるっと回ってまた駅へ来るので、例えば7時の電車だったら、今まで7時5分前にバスが着いたのに、30分ぐらい早目に駅へ着いちゃうそうなんです。そういった、かえって利用者から、逆

に駅で30分待った、こんなこともあったので、それも意見ですから、ちょっと頭に入れておいてください。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長(木内欽市) 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時45分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木内 欽市